

引上げ分の地方消費税市町村交付金（社会保障財源化分）の使途について

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げる改正が行われ、それに伴う消費税市町村交付金の増収分については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。

（歳入）

- 市町村交付金（社会保障財源化分） 299,193千円

（歳出）

- 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,844,905千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税 (社会保障財源化分 の市町村交付金)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	723,475	511,361		3,050	46,365	162,699
	高齢者福祉事業	33,857	115		7,394	5,843	20,505
	児童福祉事業	1,159,380	746,710		63,488	77,440	271,742
	小計	1,916,712	1,258,186		73,932	129,648	454,946
社会保険	介護保険事業	289,351	9,492			62,066	217,793
	国民健康保険事業	229,129	92,741			30,247	106,141
	小計	518,480	102,233			92,313	323,934
保健衛生	高齢者医療事業	324,334	45,462			61,847	217,025
	疾病予防対策事業	85,379	1,993		14,015	15,385	53,986
	小計	409,713	47,455		14,015	77,232	271,011
合計		2,844,905	1,407,874		87,947	299,193	1,049,891

※地方交付税市町村交付金（社会保障財源化分）は各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。